

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理 I-1 I-2 I-3 I-4 I-5 I-6 I-7 I-8 I-9 I-10 I-11 I-12 I-13 I-14 I-15 I-16 I-17 I-18 I-19 I-20 I-21 I-22 I-23 I-24 I-25 I-26 I-27 I-28 I-29 I-30 I-31 I-32 I-33 I-34 I-35 I-36 I-37 I-38 I-39 I-40 I-41 I-42 I-43 I-44 I-45 I-46 I-47 I-48 I-49 I-50 I-51 I-52 I-53 I-54 I-55 I-56 I-57 I-58 I-59 I-60 I-61 I-62 I-63 I-64 I-65 I-66 I-67 I-68 I-69 I-70 I-71 I-72 I-73 I-74 I-75 I-76 I-77 I-78 I-79 I-80 I-81 I-82 I-83 I-84 I-85 I-86 I-87 I-88 I-89 I-90 I-91 I-92 I-93 I-94 I-95 I-96 I-97 I-98 I-99 I-100
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
23	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」	山村境界基本調査	計画的な森林管理を行うため、不明瞭になっている森林の所有境界を調査し明瞭化する。これにより、間伐や作業道開設等の作業を導入可能にする。	・高津川流域での事業の継続実施 ※森林所有者の高齢化により、このまま推移すると、山村境界に精通者がいなくなり、森林の管理に大きな支障を来す。	国土交通省 土地・建設 産業局 地籍整備課	山村境界基本調査作業規程第1条	B	当初ご提案されました山村境界保全事業は平成21年度で終了していますが、平成22年度からは直轄による同趣旨の山村境界基本調査を実施しており、当該調査で対応可能です。(指定自治体にはご案内済。) 具体的には、既に業務がレベル引き後、平成24年3月2日に鳥獣害を通じて2地区の実施要望の申し出があり、3月5日に要望調査を受け取りました。今後、平成24年度採択に向け、3月中旬に、要望地区のある津和野町、吉野町の地籍調査担当部局に対し事前調査を行ったところです。	a	-	-	I
24	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」	壊れない作業路網整備事業	林の適正な管理と木材生産活動を推進するため、作業を効率的に実施できる作業路網を整備する。また、集積場の使用に誘われるよう、メンテナンスコストの低い壊れにくい路網・構造の作業道を開設する。	事業期間の延長 ・ナラ枯れ、鳥獣対策等のための広葉樹林への路網整備	林野庁 整備課	-	B	森林整備加速化・林業再生事業における森林作業道に対する国庫補助額の上限は、基金事業終了時において都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計にメートルあたり2千円を乗じた金額である。これは路網ごとの開設単価が区々となるのが通例であるため、平均的な単価として2千円を設定しているもの。したがって、経費の掛かり増しがやむを得ない路網があったとしても県全体での調整等により、路網ごとに見れば2千円を超える単価で開設することも可能と考えている。 また、地方公共団体が事業主体となる場合は震災復興特別交付税が措置されると聞いており、その活用を検討したい。	C	本流域の森林は本格的な利用間伐の時期を迎えています。森林の適正管理と間伐材の搬出に必要な路網の整備は遅れています。今後、早急に路網整備の推進する必要がありますが、十分な防災対策を講じない山林の崩壊を招く恐れもあります。 また、本流域森林は急傾斜地が多く、丸太積やコンクリ等の構造物を計画せずに土工のみで壊れにくい作業道網作設を行うことは困難です。森林作業道は、壊れないことが最重要課題です。低コストで開設することが、木材生産コストの低減につながることは十分承知していますが、安価な路網作設では、気象災害により壊れやすく、山崩壊を起すことになり、山全体を壊す危険性が高く、継続的に使用することができます。補修コストの増加や、山の崩壊による森林そのものの価値が無くなる恐れがあります。 また、近年では、梅雨時期の集中豪雨や台風などにより大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害が発生しています。現在ではこのような災害は、いつ、どこで発生しても不思議ではない状況となっています。 昨年の台風2号により、紀伊半島では大きな被害が発生し、多くの作業道が崩壊していますが、その中であって被害が発生しなかった作業道があります。これらは長年にわたり壊れない作業道づくりを実践された方々の道です。 本流域では、数年前からこの壊れない道づくりを推進する技術者の方々から指導を受け、急峻な地形であっても壊れない作業道を作設する技術を習得し、繰り返しでの使用に耐える丈夫で壊れにくい作業道網の整備を進め、持続可能な木材生産を目指すこととしています。 今後の基本要望は、この壊れない作業道づくりを促進するための必要不可欠なものであり、初期投資は既存の補助率よりも高くなることも予想されますが、長期的に使用することで、木材生産及び森林管理の両面からコスト削減を図ることができ、トータルとしてコストは低減できるものと考えます。 例、単価については、8,000円/㎡までの拡充を要望していますが、森林整備加速化・林業再生事業では積上げ単価による精算となっているため、一律に8,000円/㎡とする訳には行きませんので、地帯毎に別立てをお願いいたします。 【森林整備加速化・林業再生事業の上限建設費の拡充について】 鳥獣害全体で平均単価2,000円/㎡以下に抑えるように調整すれば、既存の森林整備加速化・林業再生事業で対応可能ですが、森林作業道開設単価の上限については、「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について」の別表2において、上限建設費が4,000円(林内路網整備の森林作業道)となっています。 このことから、同運用上にある「地域の事情等やむを得ない事由により、上限建設費を超える必要がある場合にあつては、都道府県知事等が林野庁長官にその必要性を協議するもの」と注釈がありますので、県と協議の上、上限建設費(5,000円/㎡)の拡充を求めていきます。	上限建設費(5,000円/㎡)への拡充について、その合理性・必要性について、引き続き検討を進める。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの III:見解の相違から協議を一旦終了するもの IV:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
23	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」	山村境界基本調査	計画的な森林管理を行うため、不明瞭になっている森林の所有関係を調査し明確化する。 これにより、間伐や作業道開設等の作業を導入可能にする。	・高津川流域での事業の継続実施 ※森林所有者の高齢化により、このまま推移すると、山林境界に精通者がいなくなり、森林の管理に大きな支障を来す。	—	—	—	国土交通省から、山村境界保全事業の継続実施の財政支援要望については、平成22年度から同省が実施している国直轄による同趣旨の山村境界基本調査の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が実現可能となる見込みと判断し了解したため協議終了。	I	
24	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」	壊れない作業路網整備事業	林の適正な管理と木材生産活動を推進するため、作業を効率的に実施できる作業路網を整備する。 また、長期間の使用に耐えられるよう、メンテナンスコストの低い壊れにくい路形・構造の作業道を開設する。	事業期間の延長 ・ナラ枯れ、鳥獣対策等のための広葉樹林への路網整備	Z	森林整備加速化・林業再生事業では、森林作業道の事業費(単価)に上限を定めているが、やむを得ない事由により、これを超える必要がある場合、林野庁長官に協議することができることについて、指定自治体と業務レベルの打ち合わせを重ねることにより、先方に理解していただき、当面は当該仕組みの中で森林作業道を整備していくこととなった。 なお、指定自治体からは、今後、森林作業道の予定路線を踏査した結果、当該仕組みでは対応できない具体的な事業が発生した場合には、他事業の活用も含め改めて財政支援の検討をお願いしたいとの要望を有しており、具体的な対応については、指定自治体において検討することとなっている。	b	森林整備加速化・林業再生事業では、現行制度中で対応することとなります。ただし、当圏域で森林作業道の整備を行ううえで当該仕組みで対応できない事業が発生することも考えられますので他事業の活用も含め改めて財政支援に係る提案を検討したいと考えております。	V	